

## 台湾の「両性工作平等法」成立過程に関する国際社会学的考察 —多様化社会建設に向けた国家戦略としてのジェンダー主流化をめぐる—

金戸 幸子

はじめに—問題意識と本稿の目的

第1節 先行研究の到達点と本稿の分析視点

第2節 法案の成立過程—立法院における議論を中心に

第3節 立法化の阻害要因

第4節 立法化の促進要因

おわりに—結びにかえて

### (要約)

本稿は、台湾で2001年12月成立したジェンダーに公正な労働立法である「両性工作平等法」の成立過程の分析を通じて、台湾の政治的ダイナミズムを背景に、ジェンダー平等が先進的に法整備された過程を考察したものである。

本法案は、女性NGOの起草により1990年に立法過程に入ったが、90年代後半に至るまでほとんど議論に進展がみられず、国民党政権末期に入り、ようやく新たな方向で議論が急展開し、成立に至ることになった。その過程からは、中国共産党との対峙において、儒教的倫理観と公領域・私領域の峻別が国策として行われていた台湾が、ジェンダー主流化政策に転換していく過程が解き明かされる。

法案の成立過程で繰り広げられた議論の検証は、台湾が「国家」として国際社会への復帰を目指す戦略の一端を形成する「多様化社会建設」の指向性をうかがうための一指標でもあり、国際社会や現代日本にも多くの問いかけを提示するものである。

### はじめに—問題意識と本稿の目的

ジェンダーに公正かつ平等な社会構造や制度の変革をめざす「ジェンダー主流化 (Gender Mainstreaming)」という概念が国際社会に広く登場しつつあるなか、台湾では、2001年12月にジェンダーに公正な労働立法である「両性工作平等法 (Gender Equal Employment Bill)」(以下、「平等法」という法案が成立した。

「平等法」は、日本の「男女雇用機会均等法」(以下、「均等法」)に相当する法案とされるが、「均等法」と比較すると、大きく以下の二点において先進的な特徴を持つ。第一に、一定数以上の被用者を要する事業所への託児所設置の義務化、労働現場におけるセクシャル・ハラスメント防止、救済申し立て手段の確立や損害賠償責任の明確化など、ジェンダーの平等措置に関わる条文や罰則規定が強化されている点である。第二に、「女子労働者」ではなく「被用者」という対象の違いや、男性差別や間接差別の禁止が謳われていることなど、問題の男女双方への帰属が強化されている点である。国連開発計画 (UNDP) の基準に基づき、台湾行政院主計處が行った2002年における台湾の「ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure: GEM)」<sup>1)</sup>は0.657で、シンガポール (21位)、日本 (39位)、韓国 (69位)などを上回り、世界で20位、アジアでトップとなっており<sup>2)</sup>、台湾の近年のジェンダー平等への取り組みは国際的にも高い水準にあることがうかがえる。

本法案の成立は、ジェンダーに公正な法政策が単なる規制手段としてだけでなく、社会経済の

ニーズに応えつつ具体的な問題解決のための調整手段へと、変容を遂げつつあることを示すものである。また、台湾社会にとっても、民間団体によって起草された法案が「党派」を超えて初めて立法院で議論されたという意味において、歴史的にも画期的な出来事とされている。

本法案は、市民社会型の新しい女性運動のパイオニアとされる「婦女新知基金会」（以下、「婦女新知」と略）という女性 NGO の起草により、1990 年に立法過程に持ち込まれたことに端を発するが、台湾において、「平等法」ほど、その成立に長い歳月を要した法案は他に存在しないものとされる。そこで、本稿は、第一に、法案の成立になぜ約 12 年もの歳月を要したのかについて考察する。第二に、台湾の新たな「国家」再編の過程において、「ジェンダー主流化（Gender Mainstreaming）」の新たな国家政策の支柱への導入を可能にした背景と要因について、台湾特有のマクロな社会変容と、従来の先行研究では十分に検討の対象に加えられてこなかった国際的要因の相互連関という角度から動態的な分析を試みるものである。

## 第 1 節 先行研究の到達点と本稿の分析視点

### 1. 先行研究における議論の系譜

本法案の成立が 2001 年というように比較的最近のことであることから、その成立過程について考察された先行研究はまだ蓄積が少ない<sup>3</sup>が、これまでの先行研究においては、主に二つの角度から行われてきた。一つは、1987 年の戒厳令解除以降、民主化とともに台湾において盛んになったフェミニズムや社会運動論の角度から（葉、2002；陳怡樺、2004）、もう一つは、福祉国家論、政策の比較ジェンダー分析の角度からである（Chen, 2000；張静倫、2000）。

女性団体の自律性に着目し、法案の推進過程を女性団体の国家と市場に対する挑戦と捉え、マルクス主義フェミニズム的観点からその運動の過程を考察した葉（2002）の分析によると、権威主義体制下において、台湾の市場は国家と資本家による共犯（共謀）関係によって統制されていた。しかし、民主化とともに台頭してきた女性 NGO による社会運動がこうした国家と資本家による共犯（共謀）関係のもとに成り立つ国家装置へ挑戦を加えるようになった。女性団体は、法案推進にあたって常にその壁にぶつかってきたものの、その壁を乗り越え、12 年にわたる運動を経て成立する運びとなったというものである。このような過程から、法案の成立を女性団体による運動の勝利と捉え、女性運動の成果が政策レベルにおいて現れた結果と捉えている。

一方、陳怡樺（2004）は、94 年の女性議員枠の創設によって、女性立法委員が増加しているという背景から、女性立法委員の役割に着目する。陳怡樺によれば、法案成立を長引かせた原因は、資本家に配慮する立場から、90 年代前半における国民党の消極的かつ法案阻止に対する強硬的な態度にあるとする。国民党の男性立法委員の態度もあり、当初、国民党所属の女性立法委員らは、法案を支持しつつも表向きは国民党の男性立法委員の同調するような姿勢をみせていた。しかし、国民党の法案に対する態度が 90 年代後半に徐々に変化するようになってくると、国民党所属の女性立法委員は民進党所属の女性立法委員らと結束し、法案を強力に推進するようになった。そして、このことが法案の促進要因として働いたと観察する。

また、張静倫 (2000) は、法案の成立が難航した要因についてジェンダー政策の比較分析の角度からアプローチし、台湾の市民社会型の女性運動が推進してきた4つの法案を事例に掲げて比較分析している。台湾の市民社会型の女性運動が推進してきた4つの法案とは、①「児童及少年性交易防制条例 (児童及び青少年売買春禁止条例)」(1995年)、②「性侵害防制条例 (セクシャル・ハラスメント犯罪防止法)」(1997年)、③「家庭暴力防治法 (家庭暴力防止法)」(1998年)、④「両性工作平等法」である。張静倫によると、前者三つは法案の立法化が提起されてからいずれも数年で実現されているが、それらは規制的、消極的作用を持つ法案であり、既存のジェンダー・レジームを揺るがすものではないため、法案の成立はそれほど困難ではない。しかしながら、「平等法」は前者三つとは異なり、ジェンダー・レジームの転換という積極的作用を持つ法案であることが、法案の成立を難航させている要因であると分析する。

他方、家族政策・社会保障を専門とするChen (2000) は、1999年初期までの戦後台湾の女性労働と国家政策を時系列的に検証するなかで、法案を下からのボトムアップ型の女性運動が推進力となって形成された政策という意味において、従来の台湾における女性労働に関わる施策とは違う方向性を持つものと捉えている。Chenは、80年代中期を境に、台湾の国家政策は方向性が大きく変化したと観察する。80年代中期までの社会政策は、民権・民生・民族思想を骨組みとする孫文の三民主義のイデオロギーを強く受けた家族指向型の福祉によって伝統の儒教に基づく家父長制が強化されたが、80年代中期以降は、ボトムアップ型の女性運動が推進力となり、急速にアメリカのような市場指向型の色彩が強くなっていると分析する。こうした流れのなかで、台湾の社会福祉政策は新たなジェンダー・レジームを追求する方向へと変化し、それが政策レベルにおいて真に実現する兆しをみせているのが「平等法」であると捉える。

## 2. 先行研究からの示唆：本稿の視角と位置付け

これらの先行研究による分析は、80年代後半以降の台湾社会の諸変動とその状況に照らし合わせてみればもっともな分析であり、本稿の分析にきわめて有効な示唆を与えてくれるものである。しかし筆者は、法案の成立過程の考察にあたっては、さらに以下の三点を視野に入れる必要があると考える。

第一に、雇用における男女労働者の平等達成は70年代から80年代にかけて、「国連女性の10年」(1976年～1985年)の提言によって「女子差別撤廃条約」調印国に対して立法化が奨励された。欧米諸国はもとより、日本や韓国など、とりわけ東アジアにおいては、国連の圧力に応じるような形で、80年代中期にこれに関わる法律が制定されたという背景を持つ(御巫、1995: 8)。したがって、そうした法が制定される背景には、仮に国内的問題の解決を契機としてその必要性が提起されてきたとしても、完全にそうした要因だけからの考察では、その背景や要因を十分に説明しきれないと考える。とくに、台湾は国連に加盟していないという意味において、そのような法律の立法化が奨励されていないにもかかわらず、法案の必要性が叫ばれてきた背景には、単に男女労働者の平等達成という目的以上の意図が存在しているのではないかという仮説が浮上する。

第二に、国際社会では「一つの中国」の原則のもと、中華民国は1971年に国連を追放されているが、台湾が徐々に民主化を達成するなかで、1992年より国連再加盟を外交の最重点課題のひとつとしている点との関連性である。国際組織の加盟に制約がありながらも、90年代以降、台湾の政府やNGOが国際的な展開や連携樹立に尽力してきたことを視野に入れる必要がある。先行研究においては、90年代半ば以降の政府内部における相次ぐ女性関連の国内本部機構（ナショナル・マシーナリー：National Machinery）設置との関連から、法案が政府内部においていかに位置付けられるようになっていったのか、さらに国際的な潮流に対応させようとする政府の女性政策改革に対する取り組みが、法案の成立にいかなる促進要因となっていったのかが十分に視野に入っていないと思われる。

第三に、法案の成立過程にあった90年代は、台湾は政治的、社会的にも大きな変革を経験した。政治的な分野では、周知のように、政府は1987年に戒厳令を終結させ、1992年には「万年議員」で占められてきた立法院が改選され、民主的なプロセスを拡大するための政治改革が次々と打ち出された。その流れにおいて1996年、台湾は最初の正副総統直接選挙を完遂し、2000年の総統選挙では、過去50年にわたった国民党の政治に終止符を打ち、勝利を収めた民進党へ平和的に政権が委譲された。

台湾は政治構造の改編など「国家再編」を民主化によって経験し、国家体制の再編を迫られた。そのプロセスにおいて、社会保障制度の改革、すなわち新興福祉国家の形成がもたらされた。こうした過程のなかで、農民健康保険、全民健保、国民年金制度など重要な制度拡大・改革が試みられたと同時に、移民法の改正といった外国人政策も含め、より広義な社会福祉や人権擁護に関しても積極的な改革が行なわれ、法的制度の整備も頻繁に行なわれるようになった（林成蔚2003:46）。

歴史社会学者のスコチポル（Skocpol）によると、「国家再編」の過程とは、「内的あるいは外的な要因」によって憲法、民主主義のあり方、そして官僚組織の役割に再編を促す「大規模な歴史過程」である（Skocpol, 1992: 225）。つまり、中国共産党との内戦によって定義・維持されてきた台湾の「国家」は、かつては冷戦構造によって支えられ、外的な要因の変容によっても生まれ変わることを余儀なくされた。しかしながら、1990年代には冷戦構造と対中国共産党の「内戦体制」の終焉と、それによる遷占者国家の解体などを経て民主化がようやく実現し、中国への対決姿勢も過去のものとなった。したがって、スコチポル（Skocpol）の概念と現実の社会の諸変動に照らし合わせれば、台湾の社会変動、国家再編の過程は確かに国内的要因ではあるが、「外的な要因」からも捉える必要がある。

また、議事録に記載されている具体的な発言や、当時の新聞記事の論調を紹介・引用した先行研究は筆者の把握する限り存在しないように思われる。法案の成立を促した背景や要因を解明するにあたっては、このような点も視野に含めてアプローチしていくことにより、その全体像への動態的な接近がより可能になると考える。

以上の点を踏まえ、本稿では法案成立を台湾内部のロジックを超えたより大きな枠組みに位置付け、先行研究による国内的要因に対する考察を踏まえながら、そうした現象と台湾の置かれて

きた国際的環境といかに関わり合っているのかという国際的要因からのアプローチを視角に加え、その成立過程について分析を行う。成立プロセスの分析は、主に政府機関発行の機関紙、立法院議事録、法案推進の主導を担った女性団体などから出ている活動記録集、新聞雑誌記事に依拠している<sup>4</sup>。なお、筆者は2003年9月中旬に台湾を訪れ、法案推進の主体を担った女性団体、政府関係者をはじめ、関係者や有識者に対しインタビューを行っている。

以下、合計7回にわたる立法院の「連席会議」<sup>5</sup>における議論を中心に、当時の国家と社会をめぐる背景も視野に入れながら法案の成立過程を追い、次に立法化の阻害要因と促進要因を検証する。

## 第2節 法案の成立過程－立法院における議論を中心に

### 1. 議論の開始期 (1990年－1992年) : 法案の導入と産業界による反発

1987年に国の第一級文化機関で発生した女性労働者一斉解雇事件を契機に、女性団体はその抗争の過程で法律の条文を調べていったが、女性の就業を保障する法律がないことに気付き、従来の労働基準法に定められた条文だけでは、こうした問題に対応できないことを認識した。このような経緯から、「婦女新知」所属の顧問弁護士らなどが、欧米や日本などの関連法案を参考に「男女工作平等法草案」<sup>6</sup>の作成作業に着手した。草案は1990年3月、39名の立法委員の連署により正式に立法院に提出された。1991年の第一回連席会議では、骨子を討論、全ての関係主体の意見を聴取すべきであるとの結論に達し、継続議論は次回に持ち越された。

1992年1月11日には、第一回目の意見を踏まえ、学者、産業界や女性団体の代表者らを招いて第二回目の連席会議が開催された。同会議では、「中華民国工商建設研究会」(以下、「工商建研会」)、「全国工業総会」など経済団体の代表らが、「男女工作平等法」の制定に反対すると発言した。これらの団体は、政策決定への参与、並びに政府の経済資源の分配に影響力をもっている団体である。「工商建研会」の見解は、「男女工作平等法草案」と「消費者保護法」、「環境保護法」をすべて同列に取り上げ、これらの法律は企業がその力を伸ばしていく際の十大悪を招く一原因であるというものであった。産業界側からは下記のような発言もみられていた。

あえて女性だけの労働を保護する法律を制定するという事は、国家における目下の男女の状況がいかに不平等であることを示すようであり、女性の生存権に問題がある国という印象を与えかねない。(武茂楨・高陵公司董事長談、立法院公報第81卷6期、1992:263-264)

日本をみても分かるように、このような女性労働者だけを保護する法律を設けても、女性たちをめぐる状況は改善されているどころか、むしろさまざまな弊害を招き、女性たちを取り巻く労働環境は、法律施行以前に比べ悪化している側面さえある。

(武茂楨・高陵公司董事長談、立法院公報第81卷6期、1992:264)

このように、第二回連席会議では、女性団体、女性立法委員や学者、そして産業界の間での見解が大きく割れ、賛成派と反対派の意見が両極化してしまう結果となっしまい、議論は白熱するものの、展開は難航を極めるものとなってしまった。

賛成派の見解は、労働力の長期的再生産という国家存立そのものに関わる論点を強調していたのに対し、産業界を中心とする反対派の意見は、コストの問題、投資環境や経済発展への影響、労働基準法などとの重複立法、「女性保護法」的な色彩が濃厚であり国際的に逆に問題視されかねない、三世同居の精神に反し伝統の家族形態に悪影響を及ぼす、といったことを理由に掲げる意見が目立った。他方、国民党の王天競、郁慕明、民進党の盧修一といった立法委員のように、法案とは何ら根拠もない論点を掲げて、議論の進展を阻止しようとする場面もみられるなど、政府は双方の要求の板ばさみに遭ってジレンマに陥ることになり、これはその後、政府内部の立法化に向けた議論を滞らせる原因にもなった。

## 2. 停滞期（1993年－1996年）：法案の撤回と議論の停滞

産業界の圧力もあり、行政院勞工委員会は政府草案作成に及び腰であったが、1993年から政府草案の検討作業へ内部で着手し始めた。1993年6月10日の第三回連席会議では、「男女」工作平等法にすべきか、「両性」工作平等法にすべきかなど、法案の名称について大きく議論された。

民進党所属の沈富雄立法委員は、第三回連席会議において「この法案の内容は労働の機会、さらには労働条件及びその他の状況に留まらないものを多く含んでいるため、法案の名称を『両性工作平等法』草案にすべき」ことを提案している（立法院公報第82巻41期、1993）。法案の名称をめぐっては以下のような趣旨の発言が多く見受けられた。

『男女』工作平等法』では、実際、取り上げられるのは女性労働者のことばかりで、憲法の趣旨に反する。男性も同様に「省籍」や言語による差別など、さまざまな雇用差別を受けている。したがって、女性だけを優遇することはむしろ男性に対して逆差別にあたりかねない。（黄正一国民党所属立法委員談、立法院公報第82巻41期、1993：425）

以上のような理由から、「憲法の趣旨に照らし合わせると、『男女』より『両性』という名称の方が相応しい」とされた。しかし、当時、行政院による政府草案がまだ提出されていなかったこともあり、女性団体による草案の名称「男女工作平等法」がそのまま法案の名称と決定された。

しかし、女性団体の草案は、女性の保護規定に偏重している（立法院公報第82巻第41期、1993：429）こと、「出産付き添い休暇」に対して立法委員間で見解に相違が見られることや、行政院による草案がまだ提出されていないことなどから、これ以上の議論は保留にすべきであるとされた。また国民党所属の魏鏞立法委員などからは、「台湾では『省籍』による雇用差別が深刻であるため、そのような角度からの『工作平等法』を制定すべきである」などの意見が出されたことから、第三回連席会議においても、第二回連席会議までと同様に法案は果たして必要であるかというような議論に終始してしまうような結果に終わった。このことから、第二条以下の条文審査は次回会

議に持ち越されたため、結局、第三回連席会議では第一条条文と法案の名称が可決されたのみであり、第二回連席会議に引き続き、議論は並行線ととりわけ大きな進展はみられなかった。

一方、1994年に銀行で起きた既婚女性労働者一斉解雇事件をきっかけに、労工委員会には妊娠差別、職場におけるセクシャル・ハラスメントなどの報告が多く寄せられるようになり、女性労働者の人権保護に関する社会的な関心は徐々に高まりをみせていた。そこで、「婦女新知」は同団体草案の見直しを行い、政府も関連の政策整備に着手しはじめた。そして1994年5月12日、労工委員会は政府草案を行政院の審査へ送付した。その内容は、出産育児休暇を無給とするなど、産業界に配慮したものであったが、1995年2月、労工委員会の政府草案閣僚会議提出後、「全国工業総会」代表が立法院へ赴いて陳情を行ない、育児休暇、父親に対する育児休暇規定などに強く反発した。

このような産業界からの根強い反発に、当時の経済部長であった江丙坤をはじめ、国民党は頭を痛めてしまい、法案は経済発展にマイナスの影響をもたらしかねないとして、当時の行政院長であった連戦によって再審を撤回され、1995年2月16日、労工委員会に戻された。これは、家父長制と資本主義の連結が如実に現れた結果であるとして女性団体から大きく非難された。こうした産業界による反対行動は、政府の法案に対する態度にも大きく影響を与え、労工委員会は草案起草作業を中断し、法案の立法化実現はさらに難色を極めることとなった。

女性団体は、このような場面に直面し、法案に反映された精神が社会的に受容される必要性を認識するようになった。そのためには、まずは価値意識的側面から人々の意識を根底から変えていくことが必要と判断した。したがって女性団体は、法案推進に向けた政府への働きかけをひとまず中断し、民法家族法改正に尽力することにした。

また、1994年の第1期台湾省長・台北・高雄両直轄市市長の選挙、1996年に初の正副総統直接選挙が実施されたことにより、多くの議員が入閣したことなどから政府草案作成に尽力する余裕がなかったこともあり、行政院内部での動きにもほとんど進展がない状況であった。そのため、立法院での連席会議による議論は98年まで行われない状態が続いていた。

### 3. 再燃期 (1997年—1998年) : 議論の再燃と新たな視点の浮上

90年代中期になると、各立法委員による独自の草案も次々と提出され、立法委員の間でも法案への関心が高まるようになっていた。ところが、これらが類似草案との併合審査が行われたとしても、なかなか議論が進展せず、結局、初回審議で終わってしまうような状態が続いた。

1998年3月の第四回連席会議の段階では、行政院がなかなか対案を呈上してこないことが大きく問題視されるようになり、法案の継続審議を求め、民進党所属の女性立法委員である葉菊蘭をはじめ、賛成派の立法委員が行政院の消極的な態度に強く抗議した。このような経緯もあり、立法院はついに、審査会議において、三ヶ月以内に政府草案を提出するよう行政院労工委員会に要求した(立法院公報第87巻第10期、1998: 307-334; 財団法人婦女新知基金会2002: 18)。

90年代半ばを過ぎると、女性をめぐる国家の制度改革の加速化によって、女性立法委員の増加に伴い、葉菊蘭をはじめ、同じく民進党所属の女性立法委員である范異緑、新党の高恵宇など、

立法院内部での女性立法委員の発言が目立ってきていることが特徴として挙げられる。

### （1）政府の姿勢と「平等」規定重視への視点の変化

1998年3月の第四回連席会議では、政府の態度にも従来に比較して変化の兆しが見えてきた。立法議員からは、「台湾は既に民主化の道に入り、経済や科学技術もかなりの水準まで発展を遂げたが、社会の制度がその変遷による需要に追いついていない。立法化の早期実現は必至の課題」という発言も目立つようになってきていた（立法院公報第87巻第10期、1998: 309）。以下のように、当時、行政院勞工委員会の副主任委員を務めていた張昌吉の発言からも、そうした姿勢の変化をうかがうことができる。

法案の目的は、合理的かつ平等な社会を建設することにある。平等を尊重する社会は、ジェンダー平等の推進に挑戦しなければならない。なぜならば、これは世界の趨勢であり、世界の大部分がこの方向に向かっているからである。法案は女性に対する保護規定にのみ止まるものではない。男性労働者も同様に、この法案によって恩恵を受けることができるのである。したがって、法案の制定によって産業界が女性労働者を排除するというのはいへん不幸な結果につながりかねないのである。（『民衆日報』1996年4月12日）

また、主にブルーカラー部門で働く女性労働者を対象とした労働者団体「女工団結生産線」の代表者は、次のような観点から法案の重要性を訴えていた。

台湾の働く女性たちは、不平等な処遇を被っても雇用主を相手に争うのを避ける傾向にあります。私たちはそうした女性たちに行動を起こすよう促すものの、法律の不備がそういう行為を思いとどまらせている側面がありました。彼女たちは、法的制度は自分たちを守るのに不十分かつ十分に機能していないと感じていました。ゆえに、法的な根拠やバックアップがなければ、私たちは彼女たちの働く権益を求めて女性労働者を啓発・教育することはほとんど不可能なのです。（Chen, 1999: 225-226 より引用）

このように、台湾における伝統的な労働組合の弱さ、労働争議に関する調停手段の不備などが指摘された。ジェンダーに平等な雇用確立、公正なルールづくりに向けて、国家がその調停者としての役割を果たすべきであると強調する発言もみられ、アメリカなどをモデルに、勞工委員会内部に「工作平等委員会」の設置の必要性も提起された。

立法化については依然賛否両論がみられる状況が続いたが、ここで注目すべき動向として強調されているのは、もし立法化を実現させるなら、法案の名称から「男女」の二文字を削除して、「工作平等法」あるいは「工作権益平等法」にすべきとする意見が強調されていることである。国民党所属の立法委員からは、1993年の第三回連席会議に引き続き、「女性の労働権よりも、障害者などの人権保障のほうが大切」（立法院公報第87巻第10期、1998: 322）、「外省人が台湾語

を話せないことによる求人募集の制限、原住民に対する雇用差別など、雇用における『省籍問題』の解決の方が先決」(立法院公報第 87 卷第 10 期、1998: 322) という意見が強調される場面が随所で見受けられていた。

いわゆる「保護」規定については既存の労働関係法令の改正での対応も可能であるため、本法案においては、「平等」規定に比重を置く方向での立法化実現が望ましいとする意見が多く見受けられるようになっていた。また、この時期に行政院劳工委员会主任委員を務めた詹火生は、台湾でも名だたる社会福祉、社会政策の学者でもある<sup>7</sup>。当時の劳工委員会副主任委員の張昌吉は、立法院の発言記録からも、女性労働者や社会的弱者に関わる福祉政策の整備に前向きな姿勢を持っていたことがうかがえ、このことも法案進展に向けた議論再燃にプラスに働くことになったものと思われる。

このような経緯を経て、1998 年 10 月 7 日に開催された第五回連席会議では、民進党所属女性立法委員の范巽禄が、「法案の成立は台湾が 21 世紀に邁進し、真に男女平等な労働を保障する国家のひとつの重要な指標になりうる」と法案の重要性を強調した(立法院公報第 87 卷第 39 期、1998: 8)。こうして、1998 年 10 月 7 日の第五回連席会議では、「婦女新知」の草案による「男女工作平等法」と、各立法委員から独自に提出されていた草案が併案審査にかけられ、「男女工作平等法」第一条が通過した。引き続き継続審議にかけるため、立法院は行政院に対し、1998 年 12 月 7 日以前に政府草案を提出するよう義務付けた(立法院公報第 87 卷第 10 期、1998: 12)。

## (2) 女性労働の構造的変化

実際の労働現場の状況を概観すると、90 年代以降における大きな変化は、他の先進諸国同様、産業構造の変化に伴う雇用労働化の進展、サービス業従事者の比率の増加である。製造業界の中国大陆や東南アジアへの移転もあり、労働集約型から知識集約産業へと転化が見られた。また、25 歳から 49 歳の女性の労働力率は年々上昇していた。インフォーマルセクターにおける労働比率は経済発展とともに減少傾向にあるものの、雇用労働化が進むにつれ、性別職業分離、男女の賃金格差、労働市場における性差別やセクシャル・ハラスメント、結婚や妊娠による解雇など、女性労働の柔軟化と不安定化が普遍的な状況となっていた。すなわち女性の社会進出は相当に高い水準にはあるのだが、雇用はいたって不安定であるというところに問題があった<sup>8</sup>。

1999 年の行政院劳工委員会の調査によると、女性が労働市場に参画する上でのハードルは、主に育児、つぎに家事労働となっていた。台湾では、1992 年より再生産労働セクターに外国人労働者の導入が実施されるようになったが、外国人家事労働者を雇用できるのは 70 歳以上の高齢者か 6 歳以下の子供を 2 人以上持つ家庭だけに限定されている。しかし、女性の社会進出その他の理由で外国人家事労働者の雇用を希望する家庭は少なくない。この制度的な制限のなかで、「不法」の家事労働者を雇用する動機が形成され、社会問題にもなっていた。

そうした背景もあり、1998 年の第四回連席会議では、「従来の憲法、労働基準法、劳工保険条例などの中に関連規定があるにせよ、やはり法案の早期実現が必要」との結論に達している(立法院公報第 87 卷第 10 期、1998: 332-333)。

### （3）立法院議事規則の改訂（1998年）

議論再燃に向けた変化を後押しするかのようにより、1997年に第三期立法委員選挙直後の1998年には、立法院では新しい議事規則が通過した。これによって、当期立法委員の任期満了時にまだ次の段階の審議に入っていない法案は、次期の立法委員会期の審査にかけられなくなり、再度最初から審査にかけ直さなければならなくなった（葉、2002: 48）。このことも、ここまでの議論を無駄にしまいと、立法化に向けた議論が急展開していく契機にもなった。

## 4. 発展期（1999年—2001年）：政府草案の提出と立法化実現へ

法案成立に向けた議論は、この時期になってようやく成熟期を迎えるようになった。この段階で多くの立法委員から提出されていた独自の草案が照合され、これらの法案の骨子がまとめられた。さらに行政院でもついに政府草案が作成され、それが正式に立法院に送付されたことにより、立法院での法案審議が一気に急展開していくことになっていった。

### （1）女性団体の運動戦略の転換とその展開

1995年の法案撤回から3年近くも議論が棚上げにされていたが、女性団体は98年の議事規則の改訂を法案実現の好機ととらえ、立法委員との協力関係構築にとどまらず、立法委員や行政部門へ圧力をかけていくようになった。さらにメディアへの論壇投稿や就業差別体験会の開催などによって、女性労働問題に対する社会の注視、世論の支持と獲得を目指す方向へと運動を強く展開していった。

1999年3月8日の「婦女節」に向けて、女性団体が共同で街頭での陳情活動を行い、女性が労働現場で遭遇する性差別を演じた行動劇などによって、現場で立法委員の連署を求めていった。さらに「婦女新知」は、同年を「工作平等年（労働平等年）」と定め、同年5月1日には一万人署名活動を行った。公営私営機関の妊娠差別、最も論争の争点とされてきた「妊娠禁止条款（妊娠差別規定）」や「单身条款（独身女性限定条項）」という二つの争点に関しても、幾度にもわたる公聴会を開催した。

また、「婦女新知」は法案の立法院通過を同年の女性団体の行動目標の第一の焦点に定め、再び強力に運動を展開し、女性団体による4大要求（育児休暇、家族介護休暇、生理休暇、雇用主に対するセクシャル・ハラスメント撲滅）について見直しを行った。そして、他の女性団体と共同で「女人前進立法院（女性は立法院に前進しよう）」をスローガンに掲げ、立法院に出陣した。ホワイトカラー部門に従事する男女労働者を中心に構成される「台北市上班族協会」でも、1998年に「男女工作平等法草案検討会」を開催し、多くの女性団体や労働者団体、人権団体なども独自に法案に対して理解を深める検討会を開くようになっていった（陳怡樺、2004: 51）。

こうして、「婦女新知」は民進党幹事長の蔡憲修の全面的な支持によって、新党副幹事長の頼士葆、国民党の泰慧珠、林政則、李慶安など、法案を支持する「党派」を超えた立法委員の連署とともに、同団体の修正草案と「男女工作平等法促進要点」を三党の立法委員代表に呈上した。

## (2) 政府草案の提出

1999年3月4日には、行政院による政府草案「両性『劳工』工作平等法草案」がついに正式に提出された。当時の行政院長であった蕭萬長は「両性の平等は民主法治国家の基礎である」として、これを立法院においても本会期における主要な立法目標のひとつと位置づけた(『中央日報』1999年3月5日)。

この背景には、第一に女性団体の運動による法案推進への世論の高揚と、法案を支持する立法委員からの圧力、第二に、行政院内部での法案促進に向けた姿勢の変化、第三に、1998年の立法院議事規則改訂などがあるものと考えられる。そして第四に、民主化の過程において立法委員の属性や国民党自体も変化していくなかで、それまで法案推進に反対してきた国民党の法案に対する態度が、徐々に変化してきたことも重要な要因である。

1999年5月31日には第六回目の連席会議が開催され、同会議では、それまで各立法委員によって提出された草案と女性団体による草案、そして政府草案とすべてが一気に照合され一日がかりで議論された。さらに同会議では、法案に軍人、教師、公務員を含めることの是非、「被用者」や「給与・賃金」の定義、育児休暇や託児所の設置など、条文の内容に関しての議論が中心に行われた。

このプロセスにおいて、国民党所属立法委員の章仁香は、「行政院による政府草案に当然軍人、教師、公務員を含めるべきである」と提案した(立法院公報第88巻第33期、1999: 229)。法案に軍人、教師、公務員を含めることの是非については、以下のような意見が出されていた。

法案に期待される精神が、かつての母性保護中心から男女の労働平等促進へという方向に変化している。(泰慧珠国民党所属立法委員談、立法院公報第88巻第33期、1999: 218)

台湾はすでに高度に文明の発達した社会へと変貌し、両性の平等を重視している。今度こそ、法案が順調に通過することを切に願うものである。経済は既に一流であり、すでに先進国家へと発展しつつある。人権の平等、とりわけ男女平等立法を定めることにより、われわれが先進国家への仲間入りを果たしたことが真に肯定されることを願う。女性に対する人権の尊重は、先進国家へ邁進する第一歩なのである。

(葉菊蘭民進黨所属立法委員談、立法院公報第88巻第33期、1999: 212)

産業界もこれまではこの法案に反対していたが、それは休暇規定などにより企業が損失を被るからである。しかし、今では時代も変化し、台湾の産業界もかつての製造業中心から、先端科学技術やサービス業が主流になってきている。したがって、法案に対する産業界の見解にも変化が見られるため、法案の実現は産業界にとってもむしろプラスの点が多いのである。

(張昌吉行政院劳工委員会副主任委員談、立法院公報第88巻第33期、1999: 225)

このような発言が随所で強調され、女性団体や学者などからも、これに賛同する声が強くあが

ったことを受け、労工委員会は同年3月6日、3月4日時点の政府草案では適用対象に含めていなかったこれらの職業従事者にも、その適用対象を拡大した。

また、立法委員からも独自に提出されていた草案の骨子をまとめ、政府の最終草案作成の参考にするべく、行政院労工委員会は、尤美女、焦興鎧、黄國鐘、郭玲恵、劉梅君及び劉志鵬の6名の学者や専門家を招いて統合版作成作業を進めた。

こうした段階を経て、行政院による政府草案と女性団体「婦女新知」による草案、各立法委員による草案の統合版が照合され、保留にされている第二条以下の条文が一気に審議にかけられた。そして政府草案の名称が、当初の「両性『勞工』工作平等法草案」から最終的に「両性工作平等法草案」へと改められ、同年4月6日、正式に立法院に送付された(婦女新知基金会、2002: 18-19)。

### (3) 世論の支持と社会の認識の変化

90年代後半になると法案に関する新聞記事の増加が目立つようになり、法案の立法化支持にむけての世論が形成されていったことがうかがえる。中華労使関係研究所による1996年時点の国内企業500社を対象とした調査では、育児休暇、育児休暇による労働時間の短縮、生理休暇、児童及び老人介護休暇に反対する声が多かった。しかし1999年3月に、台湾の大手新聞社『聯合報』が実施した成人男女1,255人に対する世論調査では、法案に対する支持率が65%に達していることが明らかとなっていた。なかでも、男性の出産付き添い休暇と家族休暇に対する支持率は85%にも上り、女性の育児休暇に対しても75%が賛成の立場を採っていることから(『聯合報』1999年3月8日)、90年代当初に比べ、男女の性別役割分業に対する社会の価値観にも変化がうかがえる結果となっていた。

新聞には、識者の世論も増え、「法治精神の欠如と法律の不備は台湾の社会発展における最大の難点」(張晉芬・中央研究院研究員談、『中国時報』1999年3月5日)、「女性の人権確立は台湾の進歩、国家の進歩を示す指標なのであり、国連への加盟によって台湾が国際社会への仲間入りを望むのであれば、世界人権宣言の趣旨を踏まえ、法案の早期実現を促すことは必至」(黄華・新世紀国会辦公室総顧問談、『自立晚報』1999年3月23日)などとの声を取り上げられるようになった。ここから、単に女性労働問題にとどまらない世論も多く見られるようになり、法案支持に対する社会の声もより大きくなっていったことがわかる。

### (4) 法案成立へ

1999年6月14日には、第七回目の連席会議が開催され、第二条以下の条文の継続審議が行われた。その後、2001年6月1日の「両性工作平等法」協商整合版完成までに15回にもわたる討論会が開かれ、最終審議の日程が決定された。こうした過程を経て、2001年12月の立法委員選挙終了後に最終審査に入り、立法院会期中に本会議を通過し、法案成立の運びとなった。

「平等法」には罰則規定が設けられており、移行措置として、関連法の整備、同法の規定に合わせるよう、事業主に対して労働条件改善への準備期間を設ける必要があったため、2002年3月8日の「婦女節」から施行されることとなったのである。

### 第3節 立法化の阻害要因

以上にみてきたように、1990年に立法過程に入ってから、法案実現に向けた議論は90年代中期までほとんど滞った状態が続いていた。立法化の阻害要因として考えられるのは、大きく以下の二つの要因である。

第一に「国家コーポラティズム」<sup>9</sup>体制を基盤としてきた台湾の政治経済構造、官僚機構に起因する問題である。女性団体の法案が立法過程に入った1990年は民主化の初期の頃にあたるため、国民党一党独裁体制による陰影が国家装置や政策決定過程の随所に残っていたものと考えられる。第二に、同法案が既存のジェンダー・レジームの転換に関わる性質を持っていたことである（張静倫 2000: 385）。育児や介護など「再生産の社会化」が法案をめぐる主な争点として浮上し、伝統の家族や女性のあり方をめぐって各主体が大きく対立することとなった。

#### 1. 国家コーポラティズムの動揺と政策決定における権力の多元化

1949年12月、台湾に移転してきた「外来政権」である国民党は、本来、中国全土を支配するためのものであった巨大な軍事・行政機構を台湾に持ち込む一方、日本統治時代に残された多くの経済資産の接収によって政権の基盤を積極的に建設した。こうして当時の国民党政府は、その利益を独占的に代表する大規模かつ集権的な利益団体との間に政策ネットワークを確立し、協調的な労働団体を創出した<sup>10</sup>。国家こそが資本家を育て、労働運動を強制的手段により排除しつつ、「国家コーポラティズム」に基づく体制を構築してきたのである（王、1996）。このような体制は1950年代に確立したとされる（上村、1999；林成蔚、2003: 50-51）。

しかし80年代になると、こうした長年にわたって台湾の市場と国家装置を支えてきた体制は、国内の政治的社会的諸変動、また国際社会における「国家」としての地位の変化によって動揺をきたすようになっていた。こうした趨勢のなか、1992年には、国民党政府の台湾移転以来、改選されないまま「万年議員」で占められていた立法院の初の議員改選によって、産業界も積極的に国家の政策制定に参与し、発言力を増大させていくようになった。このことは、それまで国民党の一存如何によって政策の制定が可能であった状態に困難をもたらした。また、立法院の連席会議では、保護か平等か、平等とは何かをめぐって各主体間での見解の相違もみられていた。以下は、産業界の立場を代表する当時の「全国工業総会」の郭永雄副秘書長の見解である。

政策のあるところに対応策がある。しかし、社会的弱者のみを保護しようと試みる立法は逆の結果に終わりがねない。「障害者福祉法」がその典型である。障害を持つ労働者をより多く雇用する方向につながっているとは言い難い。したがって、法の可決は障害者の雇用機会の増加につながるとは考えられない。実際、障害者福祉基金の資金額は増えているにもかかわらず、とくにこれといったことは何もしていないことから明らかである。

（立法院公報第81巻第6期、1992: 264）

「男女工作平等法草案」を何が何でも通過させる必要があるのなら、産業界の立場は一年にわたる育児休暇の条文規定の削除と、同一事業所において、夫婦が同時に家族介護休暇を取得することは不可能とする規定を設けることを希望する。育児休暇規定を設けるなら、その補填に代え、製造業には外国人労働者の導入を優先することを認めるべきである。

（『民衆日報』1996年4月12日）

両性平等の定義は、労働の貢献度によって、報酬や昇進の度合いが決定するというように、このような意味での労働機会の平等を指すものである。全ての男女が皆平等という考えには賛成できない。企業は非営利慈善団体ではないのだから。たしかに、女性にだけあらゆる責任を転嫁すべきではないという趣旨には賛成だが、政府は女性に対して過度の保護をしようとするべきではない。

（『台湾日報』1998年6月25日）

男女の労働における平等の精神は機会の均等にあるのであり、そこには男女同一労働同一賃金、教育訓練の機会の均等の精神が含まれている。同時に、私は法案の中の多くの内容、例えば、育児休暇、出産休暇などは、現行の「就業服務法」や「労働基準法」、あるいは「安全衛生法」の法令の中にほとんど関連規定があると思う。もし、それでもまだ不足しているというのなら、こうした既存の法律の条文を修正すればいいわけだし、莫大な時間と資源を費やしてまで新たにひとつの法律を制定する必要があるのかどうか。この点はよく考慮すべきである。

（『自由時報』1999年3月8日）

一方、80年代中期以降になると、戒嚴令の解除（1987年）と民主化による社会運動の高揚によって、政策決定におけるアクターも多様化するようになった。

1988年1月に蔣経国総統が死亡し、副総統の李登輝が昇格してはじめての台湾出身の総統となった。李登輝は、国民党内の保守派勢力や軍関係者との権力闘争に次々と勝ち、既得権益を解体して、上からの民主化を進めていった。一連の民主化をめぐる改革は、「党国体制」とよばれる国民党の一元独裁や、中華民国が中国全土を統治するという「法統」の虚構を解体し、台湾の民衆に支持されることを正当性の根拠とし、台湾出身者が台湾の将来を決めるという意味での政治の「台湾化」を意味していた（若林、1992）。李登輝は、1948年3月に大陸で制定されて効力を持ち続けていた「反乱鎮定動因時期臨時条項」を1991年5月に廃止した。同時に内戦を理由にした憲法の棚上げが停止され、以後、民主化の制度的な基盤整備が進められていった。

こうした改革のなかで、1989年1月、大陸で1942年に制定された「動員戦乱時期人民団体会法」（以下、「人民団体会法」と略）が改正された。「人民団体会法」はそれまで国民党の一元独裁の根拠ともなっていたが、この改正によって野党の存在が現状を迫認される形で合法化された。また、法改正に伴ってNGOなどの民間団体も基本的には自由に設立できるようになり、多数の民間団体が設立されていくようになった。

台湾の社会運動は、1987年6月の「消費者文教基金会」による「消費者保護法改正運動」で

の成功例を試金石とし、90年代に入ると、左右の分配の問題、環境の問題、ジェンダーの問題など、社会にとって進歩的なイシューについて、より強い期待を民進党に持つようになった。台湾の民主化の過程のなかで、民進党はそれまでの国民党とは異なるということを示すために、自らこのような期待をいだかせるイメージを打ち出していた(范、2004(9): 34-35)。こうして政策決定における権力の多元状態に直面したことが、とくに90年代前半において法案の進展を阻んできた要因であると考えられる。

## 2. 伝統家族や女性をめぐる各主体間の論争の対立

### (1) 国民党一党独裁政権下の女性政策

国家コーポラティズム体制を形成した国家装置と国民党政府の思想は、家族や女性のありようにも影響を与えてきた。当時の国民党は、1949年に中国大陸で共産党との内戦に敗れると、毛沢東が率いる共産党政権による文化大革命を批判し、儒教に基づく伝統的な道徳と倫理を蘇らせることを民国の政策の柱とした。将来、大陸に戻るためには、統治政権としてのイデオロギーを台湾の地で強化しなければならなかったからである。

その延長線上において、「国語」教育の普及といった教育政策など、一連の「反共復国」のための政策と同様に、女性政策においても、「中国文化復興運動」を立法に導入する形で推進した(張静倫、2000: 382-385)。そこでは、国民党婦工会などの国民党直属またはその外郭の女性組織を通じて、「幸福家庭運動」や「齋家報國(家庭に尽くし国に報いる)」といった政府の活動が推進された。50年代から60年代にかけては国防、70年代から80年代にかけては経済発展というように、その時代の国家の需要を映し出したスローガンや言説を通じ、家族のあり方や女性の役割に対する政策的な介入が行なわれ、「私的領域」というものが規定、強化されてきた。

このような思想に基づき「党国(父)－伝統倫理－家族と女性」というように、家族のあり方や女性の役割に対する政策的な介入が行われてきたのである<sup>11</sup>。

### (2) 国民党の福祉国家理念に対する民進党の対被用者戦略の挑戦

しかしながら、90年代初頭の台湾は、高齢化の進行や家族構成の縮小(大家族形態から核家族化)、女性の社会進出や社会の諸変動に基づき、家族における機能が以前ほど強いものではなくなり、伝統の家族も転換を図らなければならない時期にきていた。これをめぐり、それまで家族で担ってきた子育てや介護をいかに「社会化」させるかが法案の骨子をめぐって主要な争点となっていた。そのようななかで、民進党陣営は労働改革を目指し、ジェンダーの視点を内在した同法案を支持する傾向にあった。

法案に反対の立場からは、伝統の儒教に固執する家族観や女性観を強調する意見が目立っていた。国民党が主導してきた福祉戦略においては、西欧型の「福祉国家」は中国伝統の倫理や文化、経済発展に不利な影響を与えかねず、政府は家族という私的領域に踏み込むべきではないとされてきた(林萬億、1995)。1991年当時の行政院長郝伯村は、同年9月13日の「社会福祉と医薬衛生代表座談会」講話で次のように述べている。

国家は福祉を重視すべきであると考えている。しかし、われわれはいわゆる西欧型の「福祉国家」は必要としない。なぜなら、「福祉国家」となるにはまだインフラや条件が整わないという側面はもちろんあるが、あまりに福祉国家化が進めば、むしろ逆にわれわれの中国伝統の倫理文化や経済発展に好ましくない影響をもたらしかねないからである。中国人の倫理、とりわけ家族倫理における「孝道」は誇るべき文化であり、孤独な者を助け合って養い、年老いても家族に囲まれるというのを理想とする。したがって、こうした老人を家族から切り離し、国家が養うなどというのは、そもそもわれわれ政府の政策とはいえない。今日、「孝道」を強調する趣旨から、「三代同堂（三世代同居）」を強く奨励し、家族がお互いに助け合っ、老人と子どもが一緒に幸福に過ごせるよう奨励するものである。

（林萬億、1995: 22 より引用）

反対派の見解は、このような国民党が累々と築き上げてきた社会福祉に対する姿勢に立脚する趣旨のものが多くを占めていた。法案の成立過程で交わされた「再生産の社会化」のあり方をめぐる議論は、西欧的な方向だけを志向するものではないものの、社会システムそのものは東アジア特有の伝統文化からの離脱を始めたことを示すものでもあったといえる。この論争は、まさにこうした伝統の観念に対する挑戦でもあった。同法案は、国民党が台湾で営々と築き上げてきた被用者に対する社会保障のあり方を、「ジェンダー・イデオロギー」を武器に根本から揺るがすのに十分なインパクトを持っていた。民進党は本法案を支持することにより、乗り越えようという戦略を持っていたのではないか（今井、2005:73）。そのこともあり、法案に対する各主体間や政党間でのコンセンサスがなかなか取れず、法案の成立が難航したのである。

国民党政府は、さまざまな利益集団や政策の受け手となる対象の需要を考慮に入れ、「家族システム」と「国家の安全保障」に配慮し、いかに「国内の社会秩序と安定」を保っていくかというジレンマに陥ることになり、法案の推進に消極的な姿勢を示すことになったものと考えられる。

#### 第4節 立法化の促進要因

90年代後半に入ると、立法化に向けた議論が再燃していくようになった。第1節でも触れたように、民主化によって台湾は国家体制の再編を迫られ、そのプロセスにおいて福祉国家の形成が新たな台湾の国民統合の焦点として浮上していた（林成蔚、2003）。これは2000年の総統選挙に向けた政党間の競争へと発展していく側面もみられた。この過程のなかで、90年代後半に至るまで、法案推進に消極的な姿勢を示してきた国民党も、新たな視点から法案を徐々に支持するようになっていった。また、社会運動は、90年代前半においては阻害要因として働いていたものの、90年代後半に入るとむしろ促進要因へと変化していき、立法委員や政府官僚、社会の法案に対する認識を徐々に促すようになった。

## 1. 国民党政権末期における新たな展開

### (1) 国民党所属立法委員の法案をめぐる姿勢の変化

90年代中期における大きな変化のひとつとして、女性関連の国内本部機構（ナショナル・マシーナリー：National Machinery）の整備・拡充が相次いで行なわれるようになっていったことが挙げられる。1994年には選挙が実施されたことにより、台北市では民進党が政権を獲得し、当時の陳水扁市長は「台北市婦女權益促進会」を設立した。また、中央政府レベルでも、1997年には行政院の下部組織として「婦女權益促進会」、教育部（日本の「文部科学省」に相当）の下には「両性平等委員会」、内政部には「性侵害防治委員会（セクシャル・ハラスメント犯罪防止委員会）」が相次いで設置された。

一方、各政党においても、民進党は党の主要ポストの四分の一以上を女性党員に対して保障し、国民党もそれと同等の規定を行なうことを承諾するとともに、史上初の女性内政部長が誕生するなどの動きがみられている。第二回（1992年）、第三回（1995年）立法委員選挙によって女性立法委員の割合が増加し<sup>12</sup>、こうした変化も法案の進展に確実に影響を与えるようになり、1995年の「台湾婦女處境白書（台湾女性白書）」では、台湾の社会改革の鍵は「男女共治（男性と女性が共に政治に参画する）」ことと謳われるようになるまでに至っている（女性学学会編、1995: 95）。

90年代後半に至るまでの各政党における法案への態度をふりかえると、立法院の議事録における各立法委員の発言に依拠すれば、総じて、民進党、新党所属の議員は法案に対し比較的肯定的な態度を示す傾向にあった。行政院においても、行政院勞工委員会は労働者に配慮する立場から立法化を支持する傾向にあった。しかし、経済建設委員会と行政院の幹部がこれまで法案の推進を阻んできたことから、議論が初回審査のみに終わってしまう状況が続いてきたのである。これは、当時の与党である国民党が、法案の立法化を積極的に支持していなかったことが背景にあることを示しているものと考えられる。

実際、第二期立法委員任期中の1992年から1995年においては、国民党所属の男性立法委員は、政党の圧力もあり、法案の立法化を阻害するような発言が所々で行われていた。また、1998年の第四回連席会議に至るまで、民進党所属立法委員の彭紹瑾、葉菊蘭は二度にわたり同法を議事日程に乗せているが、勞工委員会の官僚と国民党の議事事務担当者が同党所属の立法委員に対し、これに署名をさせず委員会を凍結させてきた（陳美華、2001: 13）。その関係もあり、謝美恵、葛雨琴、洪秀柱、秦慧珠などの国民党所属の女性立法委員らは、法案に関心を示しつつも、前向きな態度を見せることをあえて回避してきたのである（陳怡樺、2004）<sup>13</sup>。

ところが、90年代後半に入ると、国民党もさまざまな改革を遂げていくなかで、国民党所属立法委員の法案に対する態度や認識にも徐々に変化が見られるようになっていた。このことから、国民党の法案推進に対する姿勢は、99年の行政院の政府草案提出を境に大きく変化してきたことがうかがえる。こうした過程のなかで、国民党所属の女性立法委員らも「党派」意識を乗り越え、民進党と新党の女性立法委員らとともに徐々に「団結」し、法案への支持を明確に表明するようになった。

## （２）「全被用者」への適用対象の拡大

1999年3月4日の政府草案提出の段階において、法案の適用対象にいわゆる「軍公教」（軍人、教師、公務員）部門の職業従事者を含めていなかったが、注目に値するのは、同年3月6日の政府草案において、最終的にこれらにもその対象を拡大したことである。台湾では、これらの部門の職業従事者は、国家の経済活動にとって重要だと政治的に認められており、手厚い社会福祉のサービスがなされてきたため、当初、本法案において、あえてこれらの職業従事者にまで法案の適用対象に含める必要性はないものとされていた。

第2節でも触れたが、最終的に法案の適用対象をこれらも含めるようになった背景には、いったいいかなる要因が存在していたのであろうか。これについては資料が不足しているため十分な検討はできないが、背景に存在する要因として考えられるのは大きく以下の二点である。

第一に、公務員などの公共部門においても、「実質上の」男女差別が存在していたことである。例えば、公務員試験において女性のほうが試験成績がよい傾向にあるにもかかわらず、実際の任用の場面や任用後の昇進において、さまざまな性差別を受けているという状況が散見されていることが指摘されていた。

第二に、筆者はこれがきわめて重要な要因と考えるが、法案に期待される方向性が90年代初頭とは変化してきたことが挙げられる。台湾では、雇用の場などでの「省籍」による差別も深刻であり、90年代に入り、これらが平等な権利の下に暮らす新社会の創造に向けての政策の制定や整備に関する声も高まっていた。立法院の発言記録においても、「男女に関わらず、社会的な差別や不平等を是正する法案が必要」という声は、幾度にわたり多くの男性立法委員からも提起されてきた。そして、最終的に「平等」規定に議論の大部分がシフトしてきていたことなどから、男女を問わず、法案の適用対象にこれらの職業従事者も含めるべきであるとする意見が女性団体や学者から出された（立法院公報第88巻第33期、1999: 221-229）。

女性団体は、労働者とは当初女性労働者と特定し、国民党や資本家に対して権利獲得のための「闘争」を行っていたが、こうした背景から、そのプロセスにおいて次第にすべての労働者へと対象領域を広げ、運動戦略を変化させていった。また、「婦女新知」も合計6回にわたる同団体の草案改正作業の過程において、政府や産業界からも支持が得られるような方向に法案を徐々に修正した。

このような背景もあり、政府草案において、法案の適用対象を軍人、教師、公務員を含む「全被用者」にも拡大されるに至った<sup>14</sup>。こうして、結果的にこれらの職業従事者にも対象が拡大されたことによって、法案成立に向けた議論は新たな展開を見せていくようになった。これは、政府において法案を「新たな国民統合戦略の一環」と捉える視点が出てきたことを意味しているのではないかと考えられる。そして、このことが、属性や性別の枠組を超えて、多くの立法委員や政府官僚の法案への支持と認識を促すと同時に、社会からの支持を獲得できるようになっていった最も大きな要因であるとみてよいだろう。

## 2. 「ジェンダー主流化」と政府・NGOの国際組織との連携

ここで挙げておきたいのは、国際社会における「ジェンダー主流化」の趨勢が台湾の民主化に追随してきたことである。台湾の政府がこの趨勢に積極的に対応するような姿勢を採っていくようになったのは、台湾のおかれた国際環境、つまり国際社会での「国家」としてのプレゼンス向上とも強く関わっていることを強調しておく必要がある。

1990年代には、現台湾副総統である呂秀蓮が、国際社会において台湾の人権、民主、平和を示す努力を行うことにより、台湾の国際イメージと地位を高め、台湾の国際参加の正当性を強化した。その一環として、呂秀蓮は、1994年2月には第三回世界女性サミットを台湾で開催した。当初、この会議を台湾で開催することは、台湾と国交のない国々からどのように貴賓を招くかという問題もあり、ほとんど不可能だと考えられていたが、このサミットには70ヶ国あまりの政界、産業界、学界、女性団体から200人以上のリーダーが参加する空前の盛会となった。続く同年3月3日には、非政府団体(NGO)代表の立場で第四回国連世界女性会議の準備活動に参加するために国連に歩み入り、さらに専門家顧問団の立場で公式会議に出席し<sup>15</sup>、以降、数々の国際的に重要な会議の台湾での開催に成功した。

1995年に開催された国連第4回北京女性会議以降、環境、人権、開発、女性といった社会問題が地球的課題の主流化へと押し上げる力にもなり、同会議にて採択された「北京行動綱領」及びそのフォローアップである「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」において、ジェンダー平等達成に向けた戦略としての「ジェンダー主流化」の重要性が国際的に認識されている。それ以降、「ジェンダー主流化」は、国連機関をはじめ、各国政府においても、男女平等を推進するためのアプローチとして制度化され始めた。2000年6月の国連第23回特別総会「女性2000年会議」での政治宣言および成果宣言においても、この方針は再確認され、2000年の「国連ミレニアム宣言」をもとに合意された「ミレニアム開発目標(MDGs)」の8つの目標のなかのひとつとして、国際社会共通の重要な課題として位置付けられるに至っている。

国連への未加入による外交関係上のハードルが、政府の国際的連携を推進していく上での課題となっていた台湾において、国の女性政策の促進と国外の政府関係機関との連携・交流の促進を目的に、1999年3月6日には「財団法人婦女權益促進發展基金会」(以下、「婦権会」)が設立されている<sup>16</sup>。同基金会は、「行政院婦女權益促進会」の下請け的な組織であり、「財団法人(基金会)」の形として運営することで、実質上、政府業務の推進と各国と政府間関係の交流を持つことを狙いとしている団体である。

「婦権会」の設立により、既に台湾が正式に加盟しているAPECやWTO関連の国際女性会議のほか、国連の非政府組織主催の会議などにも参加するなど、各国との政府レベルの情報交換や交流などの事業を行い、国連女性委員会とも緊密に連携を図りながら活動を行うようになった(行政院婦女權益促進会、2000: 32)。こうして、女性関連の国内本部機構(ナショナル・マシーナリー: National Machinery)が徐々に整備されていくなかで、1995年の国連北京女性会議での提言を踏まえ、1999年には日本の男女共同参画基本法に相当する「跨世紀婦女政策藍圖(次世紀女性政策發展構想)」が制定された。同構想では、全ての政府機関や政策にジェンダー主流化の観点を

組み入れ、国内法の整備と国際的照準に合わせた法整備の推進と実現を戦略目標としている。この構想において、ジェンダーに公正な労働立法の早期実現が政策目標のひとつに位置付けられ、これに前後して行政院からの政府草案が最終的に提出されることとなった。

一方、こうした人権、女性、移民など国境を越えた課題の特定とともに、これらのグローバル・イシューズをめぐる国連の会議が開催されようになったことは、地域的な女性団体の活動を活発化させることにもなった。台湾でも、海外で行なわれる国際会議などへの参加により、国際的な関わりを持つ女性団体も増加した。一例を挙げると、国連の北京女性会議開催に先駆け、東アジアの女性問題を扱うことを目的に、東アジア域内の国・地域のジェンダー関連 NGO のネットワークにより結成された「東アジア女性フォーラム」には、台湾からは「平等法」推進の中枢を担った「婦女新知」も過去に参加している。

1989年の「人民団体会法」改正に伴う民間団体設立解禁とともに、社会の変革の担い手としての NGO の役割が大きく拡大する一方、台湾の外交部（日本の「外務省」に相当）も、台湾の国際社会における特殊な現実を認識し、世界の NGO に対する台湾での事務所設立や国内 NGO の国際的イベントの開催と参加を奨励し、その力の一部を数々の NGO に振り向け、資金面からも手厚く支援するようにもなった。

このように、台湾の NGO は台湾の民主化と「国家再編」の担い手の主要なアクターとしての役割も果たしている。政府との関係構築はもとより、国際的な展開を積極的に図っていったことも、「平等法」成立の重要性に対する認識を確実に促していったものと考えられる。

### 3. 政権交代と民主化の進展

2000年の民進党の政権獲得も、法案成立に向けた展開をより加速化させた要因のひとつと考えられる。ここで総統の地位に就任した陳水扁は、「多元的外交」という精神をもって、台湾の人権を世界レベルに高めるべく「人権立国」の樹立を宣言した。また台湾初の女性副総統の地位に就任した呂秀蓮は、「ソフト外交」の推進に向けて、国家のアイデンティティや地位、行方を、ジェンダーの角度から調整、再編していくべきであるとする姿勢（「政権交代、男女共同施政」）を打ち出し、「ソフトな国力」は、従来の「ハードな国力」が中央集権や軍事覇権をもたらすとは異なることを呼びかけた（陳水扁、2000: 63-64, 151）。民進党が主眼を注いできたのは、体制に対する批判と社会変革であり、女性をはじめ、障害者、高齢者、子ども、エスニック・マイノリティといった、それまで社会の主流とされてこなかった弱者、つまり台湾の言葉でいう「弱勢族群（マイノリティ）」の権利を尊重し、それらの要求を政策に反映させていくことであった。

開発経済学者のアマルティア・セン (Amartya Sen) によると、「ジェンダー」は「ガバナンス」との相関が極めて高い。社会の持続的な成長には、対立を管理する国内の制度、参加型で民主的な制度が機能していることが重要な鍵となる。一方、民進党の政権獲得とともに、台湾の国民党の法案に対する姿勢な変化も重要である。極端にいえば、国民党の変容なしには、「平等法」の成立は難しかったのではないかといても過言ではない。台湾の民主化は、90年代において李登輝政権時代に促進された。この過程において、「外来政権」である国民党自体も変容を遂げ、かつて

の権威主義一辺倒の姿勢にも変化が生じるようになってきた（つまり国民党の「台湾化」）。こうした流れのなか、徐々に民主化が促進された。

さらに、2000年には陳水扁の総統就任により、初の野党政権による政権交代を成し遂げた。陳水扁政権は、政治の多元化の時期にあたる。国際的に「国家」として孤立しつつも、台湾が自力で民主化と自由化を進め、今ではアジアでも有数のリベラルな国へと成長し続けている。このような要因も、直接的な要因ではないにせよ、最終的に法案の成立を促した遠因とみなしてもよいだろう。

## おわりに—結びにかえて

本稿の分析から、法案の成立には、既存の先行研究で指摘されてきた「政治家—資本家」関係の変化による国家コーポラティズムの動揺、女性運動や女性立法委員の推進力以外にも、次の要因が最終的に働いたものと指摘できる。

つまり、国際社会からも認められる「国づくり」、国際社会に対する「挑戦」の一環として、台湾の政府が「ジェンダー主流化」という趨勢への対応を新しい台湾の国民統合の戦略として取り入れるようになったことである。このことが、90年代後半における政府の姿勢の変化や、国家機構や政府内部の改造に追随する形で法案成立の促進要因として後押ししてきた。そしてこうした動きは、国民党の変容、民進党の政権獲得、さらには民主化の進展といった要因によって加速化していったものと捉えることができる。ジェンダー視点を内在した法案が、新たな国家戦略、ひいては国民統合戦略の一環と捉えられたのは極めて興味深い。このことは、法案成立を台湾内部のロジックを超えたより大きな枠組みに位置付け、従来の先行研究では十分に検討の対象に加えられてこなかった国際的なファクターを導入したことにより明らかになった。本考察により、ジェンダーのみならず、民主と人権の発展、台湾の労働と福祉国家の議論に厚みが増すことが期待できよう。

台湾の「平等法」は、単なる就労女性の保護機能としての法律ではなく、エスニック・マイノリティや軍人・公務員・教員をも対象領域とした、「被用者」の就労にあまねく適用される「人権法」としての機能も併せ持った労働法であることがうかがえる。本稿で展開される「平等法」の成立過程で繰り広げられた議論の検証は、台湾が「国家」として国際社会への復帰を目指す戦略の一端を形成する「多様化社会建設」の指向性をうかがうための一指標となろう。これは一方では新しい意味でのナショナリズム、そしてもう一方では、より広い意味において「文化」の創造に関わる問題とも捉えることができる。

「平等法」の成立は台湾における国家再編、より率直に言えば台湾の国民国家としてのアイデンティティの確立と「国際社会」への復帰という、「国家」としての生き残り戦略にも関わっていることを物語っているのではないだろうかと考えられる。この台湾の事例は、いわゆる今日でいう「人間の安全保障」の概念に立脚し、新たな社会の構築に向けて、法や政策の改革に「ジェンダー主流化」の視点を打ち出していくことは、まさに避けて通ることのできない、国境を超えた

普遍的な課題となりつつあることを如実に物語っているものといえる。また、「平等法」の成立過程の検証から、台湾にとっては、「社会の多様性」を保障することにより、その存在を国際社会にアピールすることが、国家存続を可能にする最も有効な戦略であるとの感慨を禁じえないのである。このことは現代日本におけるジェンダー視点からの国家再編を考える際にも、逆投影させて考えることのできる視座をも提示しているのではないかと思われる。「平等法」が台湾社会において発展的に定着し、真に社会に浸透していくことができるかどうかは、まさに台湾の今後の成熟した「国家」のありようとも密接に関わってくるものといえよう。

「平等法」の施行によって、外国人や移動労働者など、いわゆる「第5の族群」も含めた「多元社会」の創造にいかなる展開や影響をもたらしていくのか。また、本稿で考察した公領域におけるジェンダー主流化の達成によって、台湾の労働や私領域がいかに変容していくのだろうか。今後、これらの問題を政治的局面的みならず、広く再生産労働の問題を含めた社会・経済的局面、そして文化的局面からも検討していきたい。

---

## 注

- <sup>1</sup> 国連開発計画（UNDP）により、年刊の『人間開発報告書』において定期的に発表されている「ジェンダー・エンパワーメント指数」は、女性の議会議席占有率、管理職・専門職比率など、政治、経済分野で女性がどれくらいのポジションを占めているかをみる尺度である。具体的には、女性の所得や専門職・技術職に占める割合、行政職や管理職に占める割合、国会議員に占める割合を用いて算出し、0～1の間の数値で表すものである。2002年の統計では、台湾は世界79ヶ国・地域のうち、北欧4ヶ国、オランダ、オーストラリアなどに続いている。ただし、この指標は女性がどれだけ高い地位に就くことが可能であるかを知ることはできるが、その国の平均的な女性、もしくは貧困層に位置する女性が、どのような位置付けをされているのかということを示すものではない。
- <sup>2</sup> 台湾行政院ホームページ <http://www.dgbase.gov.tw/dgbas03/STAT-N.HTM> より参照。
- <sup>3</sup> 本法案の成立過程に関する先行研究は、現在のところわが国では皆無である。
- <sup>4</sup> 立法院の政党協商に関する会議記録は非公開とされている。
- <sup>5</sup> 「連席会議」とは、各委員会の議事その他の委員会と関連する場合、院会決定により関連委員会に合同会議開催の旨を呼びかけ、それに応じて召集される省庁横断的な会議である。したがって、立法手続きにおける位置付けとしては、各委員会レベルよりも上のレベルの会議とされる。
- <sup>6</sup> 最終的に通過した法案の名称は「両性工作平等法」であるが、この名称にすることが最終的に決定したのは1999年3月の行政院草案が提出された時である。したがって、本稿では、女性団体「婦女新知基金会」が作成した法案についてとくに言及する場合は、「男女工作平等法」という名称を使用する。
- <sup>7</sup> 台湾の政策決定過程には大学学長や教授が一時的に大臣や委員長として参与し、一段落したら再度大学に復帰するという人事面での柔軟性が認められる。
- <sup>8</sup> 今井孝司氏によれば、国民党が台湾で築き上げてきた、主として公務員や公営企業などの職域を中心とする労働環境から、女性は排除される傾向にあった。逆説的にいえば、そこから排除されたために中小零細企業における女性の雇用が進み、「女性老板（女性社長もしくは女性経営者）」も決して珍しくはない現象を生んだものと考えられる（今井、2005:73）。
- <sup>9</sup> コーポラティズムの詳細については、コーポラティズムの二つの類型（国家コーポラティズムと社会コーポラティズム）の概念を打ち出したシュミッター（Schmitter, 1979=1984）、国家コーポラティズム内部のヴァリエーションを捉えるために、ラテンアメリカの事例から新たな概念を提示したステファン（Stephan, 1978）などを参照。

<sup>10</sup> 資本家の多くは、国民党員と血縁関係にあることが、資本家と国民党との関係を緊密なものにしてきたことが指摘されている (Chen, 2000: 108)。国民党は、1950年から1960年にわたって積極的に労働者を組織し、国民党党員を労働幹部として送り込むと同時に、労働者を国民党党員として吸収していった。その結果として、労働組合に加入していた労働者数は、1951年の14万人強から1970年の48万人強に増加した (李, 1992: 60)。その労働者の約20%が国民党党員であるうえ、全国レベルの労組連合の幹部はすべて国民党党員であった (李, 1992: 120)。なお、ここでいう資本家とは、基本的に国営 (党営) 企業もしくは国民党の傘下にある経済団体を指す。

<sup>11</sup> 本稿は、国民党が社会福祉に対してとってきた政策を決して否定的に評価しているものではない。ただし、国民党一党独裁政権下において国民党が女性に対して採ってきた政策は、台湾の多くのジェンダー視点に立つ研究者によって指摘されてきたように (例えば、張晉芬・黃玫娟 (1995)、張毓芬 (1998)、唐文慧 (1999))、伝統の儒教に基づく女性観を称揚するものであり、女性の主体性や自律性は等閑に付されてきたことを本考察の背景知識として持つておく必要がある。

台湾の学界においては、台湾社会において70年代に入って出現し、民間団体が中心となって担われた女性運動を「民間婦女運動」、50年代、60年代を中心に盛んに行なわれた国民党婦工会などの国民党の女性組織による女性運動は「官方婦女運動」あるいは「婦女工作」と呼ばれ、今日でいう市民社会型的女性運動とは区別されている。「工作」という言葉には、国民党の一党独裁のもとでの儒教の精神を基盤とする国家のイデオロギー、三民主義に基づく思想の注入を示す意図が含まれ、運動の性格、その理念や方向性も市民社会型的女性運動とは大きく異なるものである。これを背景に、1972年の呂秀蓮による「新女性主義」の提唱とともに、70年代後半以降、他の社会運動と同じく市民社会型的女性運動が台頭することになる。

しかしながら、台湾の女性運動は、他の社会運動と比べ当初から例外的に「無党派の」であったことが指摘されている (范, 2004(9): 34)。実際、法案の成立過程においても、立法院の議事録における議論の展開をみる限りにおいては、確かに90年代前半は、国民党所属の男性立法委員が法案に消極的な態度を示す場面がみられるものの、エスニシティによる対立はとくに顕著には見受けられない。また、本法案は最終的には「全被用者」を対象とした法案に出来上がったものの、当初は労働市場に参入すると想定される比較的若年の女性労働者の権利確立を機軸に議論が進められてきたものである。このような点を踏まえれば、確かに台湾の特殊な政治的社会的事情に注意する必要があるが、エスニック分断的な側面に本稿の考察を帰結させることは、現段階では必ずしも適切ではないと思われる。

ただし、90年代前半の頃から、女性労働者の人権確立よりも「省籍」差別解消の方が先決という指摘は、反対派の立法委員から繰り返し提起され、そのことが法案の進展に向けた立法院での議論を阻んできた側面は確かに存在する。したがって、エスニシティの側面からも法案の成立過程を考察することによって、本考察に対する新たな示唆と発見が出てくる可能性も考えられるため、稿を改めて引き続き検討したい。

<sup>12</sup> 1947年の第一期立法委員においては女性の割合はゼロであり、その後は6%から11%の間で推移し、92年の第二期立法委員に占める女性の比率は10.6%である。しかし、95年の第三期立法委員から急増し、95年は14.2%、98年の第四期立法委員では19.1%、2001年の第五期立法委員では22.2%を占めるに至っている (陳怡樺, 2004: 22)。

<sup>13</sup> 陳怡樺 (2004) の分析によれば、国民党所属の女性立法委員が概して同党の男性立法委員に従順であったのは、その多くがかつて「国民党婦女会 (婦女会)」、「国民党婦女工作会 (婦工会)」、「国民党婦女連合会 (婦連会)」など、国民党傘下にある女性団体の役職に就いていた人がその多くを占めていることと関連している (陳怡樺 2004: 96)。これらの団体は、社会的に進歩的なイシューを提唱するという市民社会型の民間女性団体とは異なり、むしろ伝統的な価値観の唱導を活動の目的としており、国家政策に従順な女性組織である (張静倫, 2000: 367-368)。

<sup>14</sup> 最終法案の適用対象は、軍人、公務員、教員を含む全ての被用者であり、性差別禁止規定、労働現場におけるセクシャル・ハラスメント防止規定、労働争議に関わる救済及び申し立てプロセス、各種罰則規定は全被用者に適用されている。しかし、育児休暇、労働時間の短縮、家族介護休暇規定は30人以上の被用者を抱える事業所、職場内託児所設置規定は250人以上の被用者を抱える事業所にのみ適用されている。ただし、これらの規定はその後すでに何度か改訂がなされている。

<sup>15</sup> 「呂秀蓮副総統プロフィール①台湾を愛し、戦い続ける初の女性副総統」台北駐日経済文化代表処 <http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/2147/index.html>、2004年6月17日付参照。

- <sup>16</sup> 「財団法人婦女權益促進發展基金會」林研究員への筆者インタビュー（2003年9月17日）及び「婦權促進會今掛牌」（『民生報』、1999年3月6日）。同基金會は、行政院副院長及び内政部、教育部、法務部など政府各部（日本の「省」に相当）、学者、女性団体の17名の代表によって、約3億元（日本円で約10億円）もの政府予算のもとで設立された。

## 引用・参考文献

### 【日本語】

- アマルティア・セン著、石塚雅彦訳（2000=2004）『自由と経済開発』日本経済新聞社。  
———、大石りら訳（2002=2004）『貧困の克服——アジア発展の鍵は何か』集英社新書。
- 今井孝司「国民党支持はなぜ根強いのか—社会保障政策からの一考察」（『現代台湾研究』第27号、台湾史研究会、2005年）、68-74頁。
- 金戸幸子（2004）『台湾における「両性工作平等法」成立の背景と要因—〈国家〉〈家族〉〈女性労働〉の再編をめぐる—』東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻修士論文。
- 上村泰裕（1999）「福祉国家形成理論のアジアNIEsへの拡張」（『ソシオロギス』23号、東京大学人文社会系研究科）、232-248頁。
- 御巫由美子（1995）『雇用平等法成立プロセスの国際比較』東京女性財団。
- 范雲著、佐藤幸人訳（2004）「社会運動—民進党との同盟から自主、自立へ」（『アジア研ワールド・トレンッド No.108』2004年9月号、アジア経済研究所）、34-36頁。
- 村上薫（2002）「序章 後発工業国における女性労働と社会政策——問題の所在と課題の設定——」（村上薫編（2002）『後発工業国における女性労働と社会政策』アジア経済研究所）、3-19頁。
- 林成蔚（2003）「台湾の国家再編と新興福祉国家の形成」（宇佐見耕一編『新興福祉国家論—アジアとラテンアメリカの比較研究』アジア経済研究所）、43-84頁。
- 若林正丈（1992）『分裂国家と民主化』東京大学出版会。

### 【中国語】

- 王振寰（1996）『誰統治台湾？ 轉型中的國家機器與權力結構』台北：巨流圖書公司。
- 行政院婦女權益促進委員會編（2000）『跨世紀婦女政策藍圖』台北：行政院婦女權益促進委員會。
- 財團法人婦女新知基金會編（2002）『兩性工作平等法 立法大事記』台北：財團法人婦女新知基金會。
- 女性學學會編（1995）『台灣婦女白皮書』台北：時報出版社。
- 張晉芬、黃玫娟（1995）「兩性分工觀念下婚育對女性就業的影響」（劉毓秀主編『女性・國家・照顧工作』台北：女書文化事業有限公司）、227-251頁。
- 張晉芬（1996）「女性員工在出口產業待遇的探討—以台灣1980年代為例」（『台灣社會學研究』第22期、台北：台灣社會學會）、59-81頁。
- 張靜倫（2000）「台灣的婦運議題與國家性別政策：訴求與回應」（林國明與蕭新煌編『台灣的社會福利運動』台北：巨流圖書公司）、367-388頁。
- 張毓芬（1998）『女人與國家—台灣婦女運動史的再思考』國立政治大學新聞研究所碩士論文。
- 陳水扁（2000）『新世紀新出路 陳水扁國家藍圖 5 婦女政策 女性的新中間邁向長治久富兩性供贏』

台北：陳水扁總統競選指揮中心國家藍圖委員會。

陳怡樺 (2004) 『立法委員性別差異對「兩性工作平等法」立法過程之影響』台南：國立成功大學政治經濟學研究所碩士論文。

陳美華 (2001) 「社會運動團體與立法院的互動—婦女運動團體推動男女工作平權立法的經驗」(邁進二十一世紀的立法院—新國會、新規範、新挑戰檢討會)、台北市國家政策研究中心主辦、  
[http://www.inpr.org.tw/inprc/recent/event6\\_4.htm](http://www.inpr.org.tw/inprc/recent/event6_4.htm) より引用。

唐文慧 (1999) 「國家、婦女運動與福利：一九四九年後的台灣經驗」(『社會政策與社會工作學刊』第3卷第2期)、143-179頁。

葉盈蘭 (2002) 『婦運團體挑戰國家機器與市場的例證：以婦女新知推動「兩性工作平等法」為例』台北：國立政治大學社會學研究所碩士論文。

李允傑 (1992) 『台灣公會政策的政治經濟分析』台北：巨流圖書公司。

林萬億 (1995) 「論中國國民黨的社會福利觀」(中華民國現代社會福利協會編『台灣的社會福利：民間觀點』台北：五南出版)、3-36頁。

#### 【英語】

Chen, Fen-Ling. (2000) *Working Women and State Policies in Taiwan: A Study in Political Economy*, St. Martin's Press.

Schmitter, Philippe C. & Lehmbruch, Gerhard eds. (1979=1984) *Trends toward corporatist intermediation*, Sage. (=山口定監訳 (1984) 『現代コーポラティズム I』木鐸社)

Skocpol, Theda. (1992) *State Formation and Social Policy in the United States*, in Gary Marks and Larry Diamond eds, *Reexamining Democracy: Essays in Honor of Seymour Martin Lipset*, New York: Sage Publications, 227-249.

Stepan, Alfred. (1978) *The State and Society: Peru in Comparative Perspective*, Princeton University Press.

#### 【立法院議事錄】

「立法院公報」第80卷第86期、1991年10月19日。

—————第81卷第6期、1992年1月11日。

—————第82卷第41期、1993年6月10日。

—————第87卷第10期、1998年3月16日。

—————第87卷第39期、1998年10月7日。

—————第88卷第33期、1999年5月31日。

—————第88卷第38期、1999年6月14日。

—————第90卷第62期、2001年12月21日。

---

**【新聞記事】**

「男女工作平等法反彈篇」『民眾日報』1996年4月12日。

「抽樣調查國內五百大企業對母性保護立法的態度」『民生報』1996年7月26日。

「男女工作平等法工總表反對勞資意見相左勞動論壇發言熱烈」『台灣日報』1998年6月25日。

「進用勞工 禁止男女差別待遇 政院通過兩性勞工平等法草案 遇結婚、懷孕、分娩不得解雇 性騷擾受罰」『中央日報』1999年3月5日。

「立院應加速通過『男女工作平等法』」『中國時報』1999年3月5日。

「兩性工作平等法上路姐姐邁步走」『自由時報』1999年3月8日。

「本報民調 65%支持立法保障女性工作權 五成受訪者認為兩性同工不同酬 七成九贊成軍公教人員適用『兩性工作平等法』」『聯合報』1999年3月8日。

「讓女權成為台灣進步指標」『自立晚報』1999年3月23日。